

## 議会基本条例策定代表者会議

○平成27年7月7日（火曜日）

場 所 第一会議室

出席議員 16名

座 長 森 戸 洋 子 議員  
副 座 長 宮 下 誠 議員  
中山 克 己 議員  
鈴木 成 夫 議員  
片 山 薫 議員  
渡 辺 ふき子 議員  
斎 藤 康 夫 議員  
水 上 洋 志 議員  
五十嵐 京 子 議員

湯 沢 綾 子 議員  
白 井 亨 議員  
林 倫 子 議員  
小 林 正 樹 議員  
百 瀬 和 浩 議員  
露 口 哲 治 議員  
板 倉 真 也 議員

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

議会事務局長 加 藤 明 彦  
庶務調査係長 清 水 伸 悟

議会事務局長 小 林 大 治  
庶務調査係 前 坂 悟 史

---

午前10時03分開会

○森戸座長 おはようございます。議会基本条例策定代表者会議を開会いたします。

次第に従って議論を進めてまいります。

今日は、素案たたき台であります。過日、私たちの条例案を市当局の方に投げ掛けさせていただきました。部長会の皆さんからのご意見が142項目、総務部からの訂正変更が23項目、合わせて165項目のご意見を頂きました。部課長の皆さんには、大変お忙しい中ご意見を頂きましてありがとうございました。これを元に議論を進めていきたいと思っております。

今日、お手元には、条例案と、それから、部長会の指摘事項に対する正副座長回答案をご配付しております。今日は、時間の関係から、正副座長で話し合っ、ここは直した方がいいという「○」の部分についてご報告をさせていただき、皆さんの協議をお願いしたいと思っております。

冒頭、まず、宮下副座長から、正副座長の訂正した部分について説明していただきます。それ以降、順次、協議を進めてまいりますので、大体、この協議に1時間半ぐらいかけたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、宮下副座長から説明お願いいたします。

○宮下議員 おはようございます。この最初の説明で30分ちょっとかかると思うので、すみません、よろしく願います。

今日、この回答の方向性で「○」がついている部分に対して、一定のこの基本条例（案）の方で反映させている資料が手元にあって、これでよしというのであれば、先ほども言いましたけれども、このまま議会だよりに掲載するという形に持っていくすけれども、この項目はどうかというのがあれば、議会だよりの方には行かないで、元の条例（案）の方で議会だよりの方に載せるという方向

性で行くと思います。

冒頭、昨日、正副座長打合せをしまして、そこで、「○」「×」がちょっと変わったのがありまして、そこだけ最初、冒頭そこから入りたいと思います。

まず、この分厚い方が部長会からの指摘事項で、薄い方が法務審査、文書審査なので2種類ありますけれども、まず、部長会の分厚い方からいきます。

めくっていただいて、左側の方に通しナンバーが振ってありますので、こっちの方で見ていけば分かりやすいと思ひまして、通しナンバーの方で言いますね。10番のところなんですけど、これは、「○」「×」のところは書いていませんけれども、これは質問なので、すみません、左側の欄は質問というのが抜けていましたので、これは質問です。自由かつ達の条例上の定義ということで、名文が回答されていますので、なかなか素晴らしい回答だと思います。

あと、通しナンバーの13番が、これは意見というか、質問というか、そういうあれですので、これはどちらかという、「○」「×」というよりは、回答したということで終わり。あと、14番も、これは質問ですので、「○」になっていますけれども、一応、回答したということで終わりにしたいと思います。

それから、17番も、これもどちらかという意見というか質問なので、「○」とか「×」と言うよりは、そういったことで、一応、終わりにしていると思います。

それから、通しナンバーの24番、第3条のことですね。これは、小金井市議会の委員会条例というのを、小金井市議会委員会条例と、この後には括弧して条例第何号とつくんですけれども、ちゃんとやった方がいいということで、正副座長、最初は、ご指摘ありがとうございます、修正しますとやったんですけれども、これは、いろいろ、も

う一度よく考えてみたら、事務局の方からも指摘がありまして、これは、条例を分かりやすく表現するという議論の中で、市議会の委員会条例というような形で分かりやすく表現したという経緯もありますので、ここは、受け入れる、「○」にしましたけれども、一転、「×」になりましたので、ここはすみません。同様の指摘が、33番と、あと、142番に同様の指摘があるんですね。ここは、33番の方は、「△」で、検討しますとやっていますけれども、これは同様の指摘なので「×」にしました。あと、142番も同様の指摘ですので、これは「○」だったんですけれども、一転しまして「×」という形になっていますので。一番最後のページ、142番、これも同様の指摘でしたので、「○」だったのが「×」ということとございます。

引き続き、ページをめくっていただいて、33番、条例第3条第5号についての指摘なんですけれども、これについては、これも「△」で、検討しませんでしたけれども、現状の表現でオーケーということにしましたので、ここは「×」ということにしたいと思います。

それから、通しナンバー36、これも意見というか質問というか、言いつ放しの内容ですので、これに対しては回答したということで終わりにしたいと思います。

それから、通し番号42番、ここは、小金井市議会を議会とし、また、小金井市議会議員を議員という表現にするということで、これは、ご指摘ありがとうございますとしたんですけれども、これは、条例名のところを表現していましたので、ここをちょっと省略するというわけにはいきませんので、ここは「○」だったのが「×」になりましたので、42番は「×」です。

次は、ページをめくって通しナンバー50番ですけれども、ここは「○」になっていますけれども、ここはちょっと検討した方がいいだろうということで、第7条第4項の条文を削除ということで、

このまますんなり受けようということで、最初は正副座長で決めたんですけれども、やはり、この第7条第4項の位置付けというのは大事だということで、ちょっとここは検討しようということで「△」にしましたので、ここは「○」ではなくて「△」にしました。

引き続き、通し番号111番というのは、これは一応「○」になっていますけれども、内容が質問でしたので、それに対して回答ということで終わりにしたいと思います。

それから、117番、これも意見というか質問というか、そういった内容なので、それに対しては回答していますので、おしまいという形にしたいと思います。「○」印にしていますけれども、これは質問とか意見ということで受け止めたいと思います。

部長会からの方は以上でございます。

今度は薄い方、2枚セットになっている方で、法務審査の方です。この法務審査の方の通し番号で4番、第3条(5)というところですね。ここも、さっき言ったのと同じで、正式名称の条例にすると煩雑になるとか、いろいろあるし、小金井市の市議会の基本条例の方では分かりやすく表現しようということで、小金井市議会のと入れていきますので、そういうことで、ここは「△」になっていますけれども、ここは「×」という形にしたいと思います。

その下、通し番号5番、ここは、「△」になっていますけれども、ここは「○」という形に変えたいと思います。内容は後でやりたいと思います。

それで、めくっていただいて、法務審査の方の一番最後、23番、ここも、小金井市議会の委員会条例という、さっきの条例の表現のところのあれですので、「○」になっていますけれども、ここは「×」という形で対応させていただきます。

すみません、ということで、ちょっと冒頭、昨日の正副座長会の打合せの方で変更がありました

ので。

それで、中身に入っていきたいと思います。片方に、部長会とか法務審査の指摘事項ですね。もう片方に、ちょっと置いていただきたいのが、今日、配られております、この条例修正後というので、条文の修正したやつがここにありますので、それを見ていただいて。

それで、一番最初の「○」です。部長会の方の資料を見ていただいて、通し番号で2番、少数会派の活動も認め合う議会等の「等」とはということで、ちょっと、この指摘はそのとおりだということで、ここは、「等」は削除ということにしました。

後で議論でいいんですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）ひとつおり、全部だ一つとやっちゃいますので。ここは、「等」は削除ということで、この前文のところを見ていただいても、この真ん中辺りですね、少数会派の活動も認め合う議会等の、この「等」というところを消していますので、これがそうです。

次の「○」は、通し番号5番、条例の全体的な構成として、議会の活動と議員の活動の区別が分かり難い内容となっているというところで、ご意見として受け止め、「議会運営の原則」を議会活動の原則に変更しますということで、これは前文というよりも、第3条のタイトルのことを言っています。ここが「議会運営の原則」と書いてあったところが、議会活動の原則に変更しますと書いていますけれども、実際は、条例の方を見ていただくと分かるんですけども、議会の活動原則というように変更していますので、このところ、すみません、条文の方の直し方でいきたいと思いますので、議会の活動原則という表現で、この第3条のタイトル、括弧のところですね、これを変更したいと思います。

続いて、部長会資料の指摘事項の12番、この回答のところ、パブリックコメントのパブリックコ

メントと、2個続けてしまっているの、ここは、またパブリックコメントと同時にということで、修正していただきたいと思ひます。ここはちょっとミスタイプですね。ここは、質問というか、意見の指摘事項の上の方を見ていただきたいんですが、自由かつ闊達な質疑、開かれた議会うんぬんと書いてありますけれども、そもそも、パブコメや市民の意見を反映する手段、すなわち、市民参加の手法は講じられていないうんぬんと書いてありますので、これに対しての回答で、本条例案に対するパブリックコメントは8月29日から9月27日の日程で実施することで準備を進めていますと。パブリックコメントと同時に説明会を2回やりますという形で、ここは、パブリックコメントはちゃんとやりまますよということで回答しています。ここは、条文に対しての変更は特にありません。

13番と14番は意見とか質問なので飛ばします。

17番の「○」も、これも意見ということですので、飛ばします。条例の変更は一切ありません。

次の「○」が、通し番号36ですね。これも意見ということで、これも条文の変更はありません。

36番、疑義を正すは疑義を質すとすべきということで、漢字が違うんじゃないのかということで、ここは直しています。手元のやつを見ていただいて、条文のところの解説の上から5行目の右側の辺りに、事項への疑義を質すということで、漢字が違うんじゃないのという指摘でございまして、ここは変更しています。

次は、通しナンバー37、これも同じですね。疑義を質すというのは適当な用語か、これも同じことです。

次が、通しナンバーが43、第5条のところ。活発な調査活動に基づきうんぬんの逐条解説において、「議員が予算を伴う条例案を提案するときは、必要に応じて市長と協議する」ということを、記述にあった方がいいのではないかと指摘に対して、そのとおりですねということで、今後修

正と書いてありますけれども、ここはもう、第5条の逐条解説の上から4行目を見ていただければ、右側のところに、議員が予算を伴う条例案をうんぬんということで、ここに入れ込みましたとい。ことで、通しナンバー43はこの対応をさせていただいたということでございます。

次が、通しナンバー52、第8条のところ。議会は、市民が傍聴しやすい環境を整えるように努めるものとするということでありまして、議会の権限だけでは難しいんじゃないのと。環境整備は予算も含め事務局の所管であり、市長部局との調整が必要だろうということで、これは「○」として、ご指摘のとおりです。予算の範囲内という文言を入れ込むことが必要だと考えますが、代表者会議で検討します。これはまだ入れていないですね。第8条の、「まだ入れてない」と呼ぶ者あり）入れるとしたら、条文に入れるか、それとも逐条解説に入れるかということで（「解説」と呼ぶ者あり）解説かな。ちょっと、ここは後でやりまます。ここはペンディングで、すみません。ナンバー52、予算の範囲内という言葉はどこに入れるかということで、すみません、後で協議させていただきます。

次に、通しナンバーの53、逐条解説のところについて、その理由については内容に触れない範囲でうんぬんと書いてありますけれども、その理由についてはの後に「、」を入れるべきだということでご指摘がありまして、ここは、第8条の逐条解説のところを見ていただくと分かるんですけども、これは直っていません。これは、逐条解説のちょうど真ん中辺りですね。その理由については内容に触れない範囲でと書いてありますけれども、その理由についてはの後に「、」を入れてください。これは対応したいと思ひます。

ということで、次、通しナンバー54、これは、公開の定義が必要うんぬんと書いてありまして、3行目、個人情報保護条例も踏まえて整理すべき

ということなんです。それをせずに、中途半端な解説をすべきではないと考えると。ここは、「○」にして、回答のところは、2行目、個人情報の点はパブリックコメントの際の修正と合わせて検討したいと考える。個人情報についてはご指摘ありがとうございますということで、これは、条文の訂正ということではなくて、大事なことなので、今後ちょっと検討させてもらいたい。個人情報保護条例との整合性ということも考えて、ここは、条文は変更していませんけれども、大事なところですので、今後検討したいと思いますので、これは受け入れたいという方向で捉えていますので、「○」ですね。

次に、通しナンバー56、第8条のところですね。②議会は・・・努めることを定めていますの一文は日本語になっておらず、意図が不明というご指摘がございました。これについては、第8条の逐条解説のところを見てもらいたいんですが、ここは、議会が市民にとって傍聴しやすい環境を作るためということで変更してあります。

次は、57が質問だったので、通しナンバー59です。ここは、第9条第1項のところですね。逐条解説のとおりであれば、「・・・必要に応じて、議員は市民の意見を・・・」とすべきではないでしょうか。つまり、ここは、第9条第1項、議会は、市長から提案された議案について誠実に審議するとともに、必要に応じて市民の意見を聞くようになっていましたけれども、ここは、議会は必要に応じてという構文の作りになっているんですけども、実際に市民の意見を聞くというところは、逐条解説のところの定義でいきますと、議員は、市民の意見を聞く機会を設けるという形になっているので、ここは、逐条解説の方が正しいとして、条文を正確に表現するとしたらこのようになるんじゃないかということで指摘がありまして、ここは、議員はという言葉が条文に保持をいたしました。

ということで、第9条第1項のところ、議員は、市民の意見を聞く機会を設けるということで入れてあります。

続いて、通しナンバー60、ここは、指摘の真ん中よりちょっと下、本市議会においては、小金井市議会会議規則第94条において、陳情書またはこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは請願書の例により処理するものとするということで、規則の第94条に指摘がありますよねということで、こういった指摘を捉えて正確に表現すべきでないかとの指摘がありました。

第9条のところ、逐条解説の下の方にありますけれども、請願は議員の紹介が必要ですが、陳情は議員の紹介は要りません、その後、陳情書やその内容が請願に合致するものは、請願書の例により処理するものとなっていますということで、規則に沿った説明の内容に変えてあります。

次に、通しナンバー61、ここは、下の方の3行、政策提言などは市民から負託されている議員の役割であることから必要に応じて必ず機会を設けるのではなく、「設けることができる」との規定に修正すべきではないかという指摘でありまして、これについては、そうだなということで、ここは第9条の第3項、一番最後ですね、意見を聞く機会を設けることができるという表現に変えました。

次に、通しナンバー70、ここは、第10条、逐条解説の一番最後のところの括弧が抜けているんですね。清里少年自然の家でずっと来て、平成13年7月22日の後に括弧が抜けていますよという指摘ですので、これについては対応しました。

次に、通しナンバー72番、第11条、2項解説中「正式」は何か。法的根拠は明確に示したほうが良いということで、ここは、会議規則第119条第1項に基づく正式な協議の場という表現に変更しましたということで、対応済みでございます。

次が、通しナンバー79番、ここの第13条のところですね。ここは、指摘事項のところ、「市長

等」について、その他執行機関（教育、選管、監査等）を同列にする形は違和感を感じますというご指摘でございまして、確かにそうだなということで、ここは回答のところを見ていただいて、「市長等」については修正し、「市長と相互に」に変更します。資料要求うんぬんについては今後検討しますという回答になっています。ここは、第13条の逐条解説の上から8行目、右側のところですね。③議会が議案や各種計画、行政報告や議案の審査に当たって、市長等に……、（不規則発言あり）すみません、ここは逐条解説の①でした。①の1行目、議会は二元代表制のもと、市長等と相互に独立かつ対等であるということで、表現があります。ここと同じような処理を、この第2項のところ、市長等の「等」を消しています。（不規則発言あり）失礼しました。条文のところ、第13条第1項のところ、市長その他の執行機関（以下、市長等という）と相互に独立かつ……というここを消して、市長と相互に独立かつ対等という形、ここを言いますと、第13条、議会は、二元代表制のもと、市長と相互に独立かつ対等であるという形でないでまいります。（不規則発言あり）いろいろあると思いますが、とりあえず言わせてください。

次に、通しナンバー81、「○」がついています。第13条のところ、これは、議会は、議案等の審査に当たって市長等に資料の提出や情報提供を求めることができると。逐条解説のところに、ケースバイケースということであれば記載不要と考えます。それで、また資料要求うんぬんとあるんですね。ここは、第13条の逐条解説の次のページ、ここに議会が執行機関に資料要求する場合の基準という、その次に、小金井市議会ハンドブックというところで、出典を明確にいたしました。出典を明確にすることで、ほかから持ってきているということで、このところは表現したいと思いません。

それから、通しナンバー94番、ここは、同じく第13条のことですね。議案等の定義が不明確ということでありまして、議案等とは、議案や各種計画、行政報告を言うということで、解説に補充いたしました。逐条解説の7行目、③、議会が議案や各種計画、行政報告の審査に当たってというふうにつながっております。

次に、通しナンバー97、第14条、議会は、市政の重要事項について市長の報告を求めることができるという、ここに対して、市長報告ですが、市議会ハンドブック等を見ても市長報告の位置付けは明確ではありません。その明確ではない市長報告を市議会サイドから規定することは、現時点では難があるということで、指摘に対して、回答で、市長報告は、原則として市長に権限があります。しかし、場合によっては、議会から市政の重要課題について報告を求める場合もありますということで、その内容を逐条解説に入れるということがあります。ここは丸々、逐条解説が変わっております。

次が、通し番号107番、これは、第16条のことについてです。第16条の逐条解説の最後の方に、別に条例で定めるものとして、小金井市名誉市民条例と、小金井市公の施設の指定管理者指定手続等に関する条例と、この二つ例が挙げられていますけれども、この小金井市公の施設の指定管理者指定手続等に関する条例の方は、地方自治法第96条第2項によるものではなくて、地方自治法第244条の2第6項に規定されている、指定管理者の指定をするときは、あらかじめ当該普通公共団体の議会の議決を得なければならないという、この規定があるから、こっちの方の規定で議会の議決が入っているんじゃないのという指摘でございまして、ここは、そうだなということで、指定管理者の条例はこの逐条解説からは削除ということで処理をいたします。

次に、通し番号112番、第18条、ここは、指摘

している人は三つ言っているんです。政務活動費は、十分検討しないで支給していると思われなかつという指摘がまず1点、2点目は、使用基準は条例施行規則に定められているんじゃないか、これが2点目。3点目は、他の条例に検討するという条文とか表記はあるんですかと。つまり、条文の中に検討するという文言が入ってしまっているんですかということ、そういった指摘であります。

まず、1点目の方については、十分検討していないんじゃないかということについては、回答の方で、政務活動費の支給実績は公開されている。領収書も1円以上から公開にしているし、厳しい目線で評価を受けていることで、適切な運用が図られているものと考えますと、これが一つ目の答弁。

二つ目の指摘に対しては、この条例自体は基準を定めているものではないですよということです。

3番目、他の条例に検討するといった条文とか表記はあるのか。ここはちょっとおかしいなということで、その通りということで、第2項の最後、活動状況を踏まえるものとするということで、第18条第2項、これは条文の方ですね。最後の方は、議会の役割及び活動状況を踏まえるものとするという形で修正いたします。

これで、次が123番、ここは第20条、議会図書室に対してですね。解説には等がついていないが、そごはないのかということで、解説のところに、市長部局の情報コーナーまたは図書館本館に協力を求めるという形で、この「等」の部分の少し丁寧に説明を補充するという対応をしました。

次に、通しナンバー124番、附則する資料についての協力と活用するに当たっての協力のそごはないのか。ここは、すみません、逐条解説を直さなければいけないんですけれども、条文の方が、議会図書室の活用には当たってはという表現があるので、ここは、逐条解説の方も、議会図書室の活用には当たってはというふうに、条文に合わせてこ

こは変更したいと思います。ここは、すみません、今、手元の資料は直っていませんが、②議会図書室の活用には当たってはと、今、議会図書室で附則する資料についてとなっていますけれども、ここは、議会図書室の活用には当たってはという、市長部局のというふうにして変更したいと思います。

それで、通し番号139番、第24条のところですね。ここは、検証結果は市民に知らされるのかうんぬんという指摘があって、また、第2項で検証結果に基づき、適切な措置を速やかに講ずるとしているが、逐条解説は「不整合」に限定しているのはなぜか。そもそも、「不整合」とはどのような事態を想定しているのかということで指摘がありまして、ここの回答の上については、検証結果の公表については、時の議会運営委員会が決める事ですが、公開の原則から言って検証結果はまず公開されることになると思って良いです。ということで回答しまして、次の不整合についての指摘は、「不整合」という言葉で、わかりやすく表現しているつもりなんですけれども、解説の部分を、検証により課題や問題点が確認された場合と、ここは修正して分かりやすく変えたということになります。ここは、第24条の逐条解説の②、ここの表現、検証により課題や問題点が確認された場合は、迅速措置を講ずるように定めていますということで、ここは指摘を踏まえ変更したということでございます。

以上が、部長会からの指摘に対する対応です。

次が、こっちの薄い方、法務審査の方の指摘事項です。これは、正直言って、正副座長でほとんど「○」にしました。結構鋭いところがついてあったので。

法務審査の方の通し番号で1番です。第3条の(1)最善の判断と責任ある行動というところは、最善の判断及び責任ある行動と変更いたしました。これは指摘のとおりに対応しました。

続いてその下、通しナンバー第2番、公開性・

公正性というところでございますが、この第3条(2)のところは、ここは部長会からの指摘もあって、この表現は、法務審査の指摘のあれとちょっと変えています。第3条(2)をちょっと見てもらいたいんですが、公開性、公正性及び効率性をという表現で、ここは変えています。

ですけれども、この法務審査の指摘の内容を受けて、その意向を汲んでここは修正していますので、ご了承いただきたいと思えます。

次が、通しナンバー第3番、政策提言を生かし、第3条の(3)のところですね。これは、漢字じゃなくてひらがながいいんじゃないかということで、これはどうしようかと思ったんですけれども、ひらがなでした方が、「いかし」は幅広く解釈できるし、その方がいいかなということで、ここはひらがなに修正しました。

次が、通しナンバー5番、規則及び要綱等に基づいて活動のところは、条文の方を見ていただいて、会議規則及び要綱等を定め、活動するとともに、これは、要するに、議会の最高規範としての条例なのに、規則とか要綱に基づいて活動するという規定があるのはおかしいんじゃないかという指摘なんです。最高規範の条例に何で細かいそのほかのことを書くのかと。ここはそのとおりだということで、ここは変えました。ここは、条文の方、(5)の小金井市議会の委員会条例、会議規則及び要綱等を定め活動するとともに、ということで、表現を変えました。ということで、この法務審査の指摘は乗り切りたいと思えます。

次に、通しナンバー7番、第6条、迅速な対応を図るものとする。迅速な対応をするものとする、ここは修正します。

次に、通しナンバー8番、第7条第3項、届け出るものとする。ここは、逐条解説に、全議員が会派に所属することを定めていますと説明しているのであれば、届け出なければならないにしなければおかしいのではないかという指摘に対しては、

そうだなということで、ここは条文を変えました。第7条第3項、議員は1人の場合においても、会派として届け出なければならないという表現に変えました。

次に、通しナンバー9番、第9条第2項、～陳情について、市民からの～というところの表現は、陳情について、次に掲げるところにより、市民からの～ということで、この方が分かりやすいなということで、ここは修正するというので、第9条第2項、ここは付け加えてあります。

次に、第9条2(2) 請願もしくは陳情代表者またはこれにかわる請願もしくは陳情者からの申出があった場合には、この表現がちょっとややこしいんじゃないかという指摘があって、この指摘事項の真ん中、最後の方、請願、陳情代表者が請願陳情者に含まれるのであれば、請願代表者もしくは陳情代表者またはこれにかわるという部分を削除して、請願者または陳情者から申出があった場合はと、すっきりと表現した方がいいんじゃないかという指摘で、この方がいいなということで対応しています。第9条第2項(2) この表現は条文を変えてあります。

次に、通しナンバー11、対等で緊張感あるということで、ここは、指摘事項、対等で品位及び緊張感あるというふうにした方がいいんじゃないですかという指摘がありました。回答は、指摘そのものは是と受け止めたいが、議会基本条例案の策定過程で、品位の話題が出たことは一度もなく、経過を知る者にとって唐突感があると書いたんですけれども、これは、第13条、どこかに品位はと入れたいなと正副では思っておりまして、第13条の2行目の方、相互に独立かつ対等で品位及び緊張感ある関係ということで、品位を入れさせていただきました。

次に、通しナンバー12番、監視及び評価するもの、ここのところは、表現は「監視し、及び評価する」とした方が文脈上正しいのではないですか

ということで、ここは修正しました。

次に、通しナンバー13、資料の提出や、というところは、「または」という表現にということで、ここも変えました。

次に、通しナンバー14、議会の運営及び都市計画その他の重要政策に関する研究及び協議というところは、会議規則第119条の別表のところと違う表現になっていますよねということで、この指摘があったんですね。ここは、「○」ということで、そうなんですけれども、議会基本条例の方はこのままにしておいて、今後、会議規則の別表の規定の方を議会基本条例に沿って変更するようにしますということで、ここは議論の中でも、そのように我々は決めていますので、問題ないと思いますので、ここはそういったことで対等しました。

次に、通しナンバー15、第96条第2項のという、このところは、「第2項に規定する」という表現で、指摘のとおり修正しました。

次に、通しナンバー16、ここも変更、改廃を、「変更及び改廃」と変えました。

次に、通しナンバー17、前項の機能のというところは、前項に規定する機能のというところで、次の各号というところは、次に掲げるということで修正しました。

次が、通しナンバー18、議会内で十分検討するという表現は、議会で十分検討するという表現に変えました。

次に、1個飛ばして通しナンバー20、聴取した上で、漢字がいいんじゃないかということで、修正しました。

通しナンバー21、条例の研修、ここは、条例に関する研修ということで修正しました。

通しナンバー22、前項の検証の結果、ここは、議会は、前項の規定による検証の結果ということで、より丁寧に表現を変えました。

以上です。部長会と、あと、文書審査と両方か

ら指摘を受けまして、（不規則発言あり）すみません。文書審査の第18条第2項、ここは、条文の方を見てもらいたいんですが、第18条第2項、政務費、活動費の交付うんぬんとあって、2行下、議会の役割及び活動状況を踏まえるものとするということで、ここは、議会内で十分検討という、この文言自体を削っていますので、第18条第2項の、この条文の方、条文ごとここは削っています。こういう形で対応したということであります。

○森戸座長 副座長、ありがとうございました。

以上が、検討した結果であります。

それで、一つひとつ見ていくということでよろしいですか。確認をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、前文であります。前文は、真ん中辺り、市民に開かれた議会、自由かつ達な質疑を保障する議会、少数会派の活動も認め合う議会等の「等」を削除しました。

もし、このほかにあるとしたら、逐条解説でも書かないといけないんですが、私と宮下委員とで考えた結果が、見当たらずなくて、では、もう「等」は削除した方がいいんじゃないかということで、削除したわけです。これはいかがでしょうか。いいですか。では、これは確定させていただきます。「等」を削除するということで確定します。

続きまして、第2章であります。ここは、いろいろな経過があったと思うんですが、まず、第2章の題名ですね。議会及び議員の活動原則ですね。それで、議会の活動原則と議員の活動原則にした方が分かりやすいということなのかなと、部長会のご意見はそう思いまして、議会の活動原則ということに変えました。したがって、この題名も議会の活動原則、第3条ですね、というふうに変え、第3条のところも、議会の活動はというふうに変えたということであります。

したがって、この解説も、ちょっと変更して

いないんですが、議会運営の原則というよりも、議会の活動原則について考え方を明らかにするというにしたいんですが、いかがでしょうか。

**○斎藤議員** いったんはそれでいいんですが、ちょっとまだ頭の中が整理できていないので、とりあえず、これを変えることはいいんですけども、後からまた意見を申し上げることがあるかもしれません。それだけのご了解いただきたいと。

**○森戸座長** 分かりました。今日ではなくて別の場所ということですね。

私たちも、作ってみて、もう一度いろいろやってみて、やっぱり元がいいとなることもあるし、また、違うこともあるのかなと思うので、今日の時点ということで構いませんので、今日、黙っていたから良かったじゃないかということで責めませんので。

では、よろしいですか。

**○五十嵐議員** ちょっと細かい話なんですけれども、正副の回答案というところの解説で、「の」の位置なんですけれども、議会活動の原則となっているんですけれども、議会の活動原則ですよ。そこは統一して。

**○森戸座長** 議会の活動原則です。

**○五十嵐議員** これが後の方になっていたの、ちょっと。

**○森戸座長** ここは議会の活動原則なんです。後から気付いて、こちらの回答文書と条例案との精査が前後していますので、若干、直っていないところがあると思います。申し訳ないです。

次に、(2)です。公開性、公正性及び効率性と。あまり、民主主義の中で効率性というのはどこまでというのがあるんですが、部長会からはかなりそういう声が出されているなどというのがあるので、予算をどこまでも使っていいのかみたいな議論も出されているので、そうはいつでも、一定の限度は私たちも心得てやることはあるのかなと思いつつも、ここは議論を呼ぶところかなと思う

んですが、第3条第2号ですね。

もしなければ、現時点で、いいですか、入れて。

続きまして、第3条の第4号と、それから、第7条の第4項なんですけど、部長会からは、これは同じことを書いているんじゃないかと。したがって、どちらかを削除した方がいいんじゃないかというご意見を頂いています。それが、32番とか。

**○白井議員** 事前に頂きましたので、ここは意見を言わないといけないと思っただけで、そういった指摘があるんですが、ただ、よくよく冷静に考えると、第3条というのは、あくまで、お互いの意見を尊重することに主眼を置いています。第7条は、活動全般の保障及び会派間の公平性をうたっているんですね。だから、趣旨が若干違うので、私は、だぶっているとは思っていませんので、両方残すべきだと思っています。

**○森戸座長** これは、私たちも、最初は削除しなければいけないかなと思ったけれども、事務局と昨日も話をして、あってもいいのかなと思ったんですね。

これは、では、両方とも残すということではよろしいですか。では、これは両方残したいと思いません。

では、次に第5号であります。これは、先ほど宮下委員に説明していただいたとおりです。最高規範に基づいて、私たちは活動するというのではないのかということがありまして、要綱を定めているということで、修正をしたいんですが、よろしいでしょうか。

では、そういうことにしたいと思います。

続きまして、第4条であります。これが、自由と効率的がどうなのかということはあるんですが、皆さんからご意見をいただければと思います。

**○五十嵐議員** 私はあった方がいいと思います。前の効率的もそうなんですけれども、要するに、市民が見てどう思うかということなんです。やはり、一定程度、市民の目線で見れば、自由はい

いけれども、やはり効率的というのを求めているんじゃないかと私は思いますので、あっていいかなと思います。

○森戸座長 そういうご意見ですが。

○斎藤議員 これを求める底には、小金井市議会が効率的にやっていないというふうに捉えているのではないかなということがありまして、そこについては、いろいろ意見はあるかと思いますが、我々、すぐ十分な審議をするために行っていることであって、特に部局側から効率的ということ指摘される必要はないと私は思います。

○白井議員 本当に、気持ちは分かります。いろいろ書かれているのも、一文字一句、ちゃんと全部読みましたし、そのお気持ちはよく分かるんです。

ただ、ちょっと悩んだんですけれども、さっき、第2章の第3条で、効率性、これも私、悩んだんですけれども、何も言いませんでした。これは入れていいかなと思ったので。ここに、議会運営の活動、議会の活動原則のところに入れていくわけですから、何も、あえて質疑のところに戻し入れる必要はないと私は思いますので、これは削除でいいと思います。

○森戸座長 議論及び討議の保障というテーマがそうなので、なかなか相矛盾していますよね。

いかがでしょうか。

○小林議員 白井委員の意見も踏まえた上でなんですけれども、自由かつ、ということが書かれているのであれば、やはり、効率的という表現もないと、市民の方が読んだときに、不安を禁じ得ないと思います。

○中山議員 様々な意見が出ているんですけれども、市民の方から、議会を傍聴されたり、いろいろな報告等の感想やご意見を伺っていると、これも考え方や価値観の違いもあるんでしょうけれども、市民の方からこういうご指摘を受けることも事実なんです。ですので、質疑の保障はされて

いるということは前提なんでしょうけれども、いわゆる効率的な運営を目指すという意味では、我々もそういう意識を持って議論を進めていかないといけないなと思っていますので、そういう方針といいますか、方向性といいますか、明確に規定しておく必要はあると思いますので、ここでその文言を入れるというのは賛成ではあります。それは、部局からの指摘だからということではなくて、市民の方々から実際に同様の意見を頂いているということで、実際の運営はいろいろ、時と場合によって臨機応変に判断していく必要はあると思うんですが、姿勢として入れておいた方がいいと考えます。

○水上議員 私は、この効率性については、この部分では載せる必要はないと思うんですが、議会活動として効率的な運営をするというのは、一般的にあると思うんですけれども、ここの部分は、議論及び討議の保障ということで、討議の効率性というのは、ちょっと効率性という言葉はなじまないんじゃないかと思うんですね。前段で、議会運営については効率性という言葉が入っているので、ここで述べる必要はないと。ここで述べることについては、議論、討議を保障するということを明記しておけばいいので、ちょっと、効率性という言葉が、討議とかということにはなじまないのではないかなと。議会運営ということでは一定、考えられるけれども、ということから、これは削除すべきではないかと思えます。

○森戸座長 今、大体出たところでは、意見が割れるので、保留にして、元の文章でいって、後日、議論するというところでどうでしょうか。

○中山議員 水上委員やほかの方の意見を聞いて思うんですけれども、確かに、そういう意図は理解できるんですけれども、結局、討議の効率的な質疑というのと、ここの第3条の議会運営の活動の効率性というのは、それぞれ、相反してはいけないと、私は思いますので、今後の議論にお

いても、そこは主張していきたいなと考えています。

○鈴木議員 今、二つに割れていますよね。それぞれ、もっともだと思えるところもありまして、保留でということでもありますので、そういった整理でいいのかなど。

○森戸座長 ありがとうございます。

では、ここは保留ということで、とりあえず元の条文でいきます。よろしくをお願いします。

続きまして、逐条解説の上から5行目です。疑義を質すというのはこちらかなど。事務局、どうですか。(不規則発言あり)

では、すみません、このただすはひらがなでお願いします。

続きまして、第5条の逐条解説です。ここに、議員が予算を伴う条例案を提案するときは、必要に応じて市長と協議すると。これは、当たり前のことですので、入れさせていただいたんですが、よろしいでしょうか。

○白井議員 一応、確認だけなんですけれども、例えば、直接請求の場合って、直接請求は地方自治法に位置付けられているので、わざわざ市長に協議することにはならないと思うんですけれども、それとそごがないかという観点で、今、一応確認しておきたいんですが、問題ないですか。

○森戸座長 それは問題ないです。議員が提案するものですから。

どちらにしても、市長が、いや、それは出せませんねと言われても、議会側が出すときは出すんですよ。ということですが、一応、事前には協議するということで。協議なんですか。必要に応じてだからいいですね。

次に、第6条であります。ここは条文で、迅速に対応するものとする。図ったらだめなわけで、対応しなければいけないので、図っている場合ではないと。

では、これは変更することでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 ありがとうございます。

次に、第7条であります。会派の点については、これもかなり議論してきたところなんです。一つは、第3項であります。議員は、1人の場合においても会派として届け出なければならないということで、変えたいと思いますが、いかがでしょうか。

政務活動費との関係も含めて考えると、届け出ることになっているので、これは義務規定でいいのかなどは思うんですが、どうでしょうか。現時点でということ構いませんので。また後で何かあったときには、疑問があれば、まだ確定はしませんので、ご意見をいただければと思いますが、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 第7条第4項、これは、線が引いてありますが、これは先ほど整理いたしましたので、残します。

次の第8条であります。これは、予算の範囲内というのを、第8条第2項、条文に入れ込みたいということです。議会は、予算の範囲内で市民が傍聴しやすい環境を整えるよう努めるものとする。

○白井議員 これは、先ほどの条例提案のときと同じで、逐条解説に入れればよいと思います。

○片山議員 私も、ちょっと条文に入れるのはあまりにも……。せめて逐条解説にだったらいいかなと思います。

○森戸座長 とすると、②の、議会が……そうすると、ちょっと文章がまたおかしくなるかな。(不規則発言あり)では、こういうことですね。議会が、市民にとって傍聴しやすい環境を作るため、予算の範囲内で傍聴規則の見直しなど、さまざまな配慮に努めることを定めているということで、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、そのようにいたします。

次に、第9条です。これは、議会と議員の仕分けができていないというご指摘でありまして、逐条解説では、議会と議員の仕分けができておりますので、ここは入れた方が分かりやすいかなということでもあります。

2行目に、議員は、市民の意見を聞く機会を設けるものとするということですね。

それから、第2項の第1号も、議員はと入れたらどうかということですか。

○斎藤議員 ここで、議会はということと、議員はということでもいいかと思うんですが、もし、そのようにするとすれば、誠実に審議するとともに、議員は、必要に応じ市民の意見、もしくは、必要に応じて要らなくなってくるんじゃないかなと。いかがでしょうか。

○森戸座長 そうですね。私も、この議員はというのの位置が、どこがいいかなと思ったんですが、必要に応じてというのを取るとおかしくなるよね。だから、誠実に審議するとともに、議員は必要に応じて、の方が据わりがいいのかな。では、そのように変更します。

では、第1項はよろしいですか。

第2項は、次に掲げるところによりというのを入れた方がいいというご指摘があったので、これは入れさせていただきましたが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 それで、第1号では、これも、議員はは前に持ってきますか。必要に応じ市民の意見を聞く会は、議員で良かったんですかね。これは要らないんですか。議会は……これはいいのか、いいんですね。

では、ここの第1号の「議員」は取ります。

委員会で聞くとときもあるということですよ。

では、それは取ります。

第2号、これは、請願者または陳情者でよろしいでしょうか。

○湯沢議員 元々、この陳情代表者うんぬんと書いていたのって、つまり、一つの陳情に対して陳述できるのは1人だよという意図があって、こういう条文になっているのかなと、私は理解していたんです。

ですので、請願者もしくは陳情者というシンプルな表現にするのであれば、逐条の方に、お一人ですということを書く必要はないのかなと思うんですけども、皆様のご意見を伺いたいと思います。

○森戸座長 そういうご意見がございしますが。逐条の方に書いておいた方がいいと。

○白井議員 今の湯沢議員の意見を受けて、逐条解説の2番目、最後の行、代表者が意見陳述を行うことができますにすると解決するのではないのでしょうか。

○森戸座長 請願または陳情の代表者ということですね。代表者で、1人ということは分かりますよね。では、そこを入れるということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

次です。3は、議会はと、議員または委員会とは、何か「は」が二つ続くので、これは、議員または委員会は、条例に当たってというふうにした方がいいのかなということ、議会は削除するというので、どうでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 よろしいですか。では、そのようにいたします。

次に、逐条解説です。これは、下から6行目から、陳情書は、その内容が請願に合致するものは、請願書の例により処理するものとなっています。同様に扱っているというのとは違うということなので、正確さを期したということではいかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 よろしいですか。では、そのようにいたします。

○白井議員 9条の最後、第3項、ここは、意見を聞く機会を設けることができるとなっているので、逐条解説の③も、意見を聞く機会を設けるよう定めますというのは、できる規定に合わせた方がいいのかなと思うんですが、気にしなくてもよろしいですか。

○森戸座長 いえ、入れておいた方がいいですね。ありがとうございます。

設けることができるよう定めていますというふうに直してよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 できると定めていますと。

○小林議員 第2項の号の順番なんですけれども、1号は、ここを反映させる議会ということで、第1項の文章の流れ等からすると、この第2項第1号は3番目か2番目の方に回した方がいいかなと。一番最初にこれが出てくるのはちょっと違和感があったので、どうなんでしょうということですよ。

○森戸座長 申出は、陳述する機会を設けるを第1号に持ってきた方がいいと。いかがですか。私もそれでいいかなと。

では、これは1と2を替えます。

(2)は規則で決められていることですものね。(1)は任意のものだから、規則上のものを最初に持ってきた方が。

ありがとうございます。続きまして、第10条があります。これは、逐条解説の括弧がなかったというご指摘をいただきましたので、これはいいですよ。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 ありがとうございます。

続きまして、第11条、広報活動及び広聴活動があります。

これは、広報広聴活動については、会議規則に基づいてやっているよということを述べた方がいいのではないかなということで、逐条解説の方にそれを入れさせていただきました。よろしいです

か。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 続いて、第13条については、先ほどご指摘をいただきました。その他執行機関(以下、市長等と言う)を削除するということでもあります。市長等とは何を指すのかということで、あくまでも、市長との関係のことですから、その他執行機関は入れないと。これはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 あと、品位ですね。

○白井議員 ちょっと、これまで議論は一切していない中で、そこにいきなり入れることにはならないということと、その理由としても、会議規則にその尊重が書いてあるのはよく分かるんですが、書いてあるからと言って入れだすと全部入れなければいけないので、これまでの経過から考えて、ここは取るべきです。

○森戸座長 これは削除というご意見です。

では、削除でよろしいですか、議論してないので。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、削除をいたします。

○片山議員 そうすると、市長等の「等」は、全部、条文の中からも取るということになるんですか。

○森戸座長 そうですね、市長等の「等」は全部。第2項にも市長等があります。第3項にもあります。第5項にもありますので、この「等」は全部取ります。よろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 それで、逐条解説の方も、市長等がそれぞれありますので、これも全部削除いたします。

それから、あと、「、」とかそういうのはいいですよ。

あと、問題になるのは、議案等の③逐条解説であります。「等」とは何か説明する必要があるの

ではないかということで、私はない知恵、宮下副座長はある知恵を生かして、議案や各種計画、行政報告の審議に当たって市長に資料の提出、情報の提供を求めることができるということにしたんですが。

○齋藤議員 いいですけど、書き方が、そうすると、議案、各種計画または行政報告と、そういう形になるのかなと。

○森戸座長 議案、各種計画または、になるのかな。及び、そうですね。ちょっと、ここの言い方は工夫しないといけません。分かりました。

行政報告も資料提出を求めるんですか。（不規則発言あり）ちょっと、行政報告が入らないですね。では、行政報告は取りましょう。これは継続審査扱いはしないので。

では、あとは、ここはいいですね。

逐条解説で、議会が執行機関に資料要求する場合の基準は、出典を入れたということで、よろしいですね。

次に、市長報告、第14条であります。ここの逐条解説を変えさせていただきましたが、いかがでしょうか。よろしいですか。丁寧に書いたということで。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 では、このようにいたします。

次に、第16条であります。

○白井議員 すみません、細かい話なんですけれども、この部長会の指摘事項の通し番号の101、これが、第15条の中に入っているんですけれども、これ、多分、第16条の中の話だと思うんですが、違いますか。

○森戸座長 そうですね。ご指摘ありがとうございます。

これは、第16条の指摘ですね。ありがとうございます。何か、回答を考えるだけでそこまで見ていなかった。ありがとうございました。

そういうことです。白井委員のご指摘に基づい

て、後でまた修正しておきたいと思います。

次に、第16条、第96条第2項に規定する議会の議決事項ということで、よろしいですか、文言上。あと、第1号も、及びで修正します。

あと、逐条解説で、指定管理者の指定の手続、これはご指摘のとおりなので削除いたしました。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 続きまして、第5章であります。第17条、ここは文言の整備なので、これはよろしいでしょうか。

○小林議員 108番の回答案だけ指摘させていただきましても、食育推進条例、小金井市食育推進基本条例ということで、よろしく願います。

○森戸座長 失礼いたしました。小金井市食育推進基本条例です。正確を期したいと思います。

続きまして、第18条第2項、議会内で十分検討するということについては、ご指摘を頂いていますので、使途基準については活動状況を踏まえるものとする。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 逐条解説は大丈夫ですね。もし、お気づきの点があればおっしゃってください。

第19条は、これでいきたいということです。

それから、第20条、先ほどあった、活用に当たってはという表現ですね。（「条文の方のあれを」と呼ぶ者あり）逐条に合わせるということで、すね。ですから、②ですよね。②は議会図書室の活用に当たっては、市長部局の情報公開コーナーまたは図書館本館に協力を求めることとしていますということで、逐条解説を変えるということでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 では、そのようにします。

続きまして、第6章、議員の定数及び報酬であります。議員定数第2項で、聴取した上で、これ

は、語句の整備であります、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 ありがとうございます。

続きまして、第7章の条例に関する研修及び検証。これは、条例の研修ではなく、条例に関する研修とした方がいいということで、語句の整備であります。よろしいですか。

次に、第24条、条例の検証であります。第2項の議会は、を入れ、前項の規定による検証の結果に基づき適切な措置を速やかに講ずるということで、語句の整備はよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 次に、逐条解説であります。②不整合という意味がよく分からないということでありましたので、検証により課題や問題点が確認された場合というふうに修正いたしました。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 以上で、条文は終わりました。

○白井議員 ものすごく細かいことで申し訳ないんですけども、部長会の指摘事項の最後のページ、これまで、です、ますで語尾が来ていたのに、最後の方、140番はなる、とか、141番はであるになっているので、多分、もう最後、疲れていたんだと思うんですが、語尾を調整だけしていただければと思います。

○森戸座長 ありがとうございます。です、ますの方がいいと思ひまして直したんですが、直っていないところは直します。ありがとうございました。

○湯沢議員 すみません、細かいんですけども、文言の方で指摘はなかったんですけども、第13条第4項の重要な計画、政策、施策等の、政策の後にも、ここは及びが入らないと、ほかと整合性が取れないなど。

○森戸座長 政策、施策のところですね。ここが

及びにならなければいけないと。(「等がつくから点つながり」と呼ぶ者あり)

○湯沢議員 そうなんです。分かりました。不勉強ですみません、分かりました。

○森戸座長 ありがとうございます。でも、分かって良かったですね、条文の書き方。ありがとうございます。

また、そういう指摘があればどんどん出してください。

以上で、議会基本条例の部長会からの指摘に基づく修正を終了いたしました。お疲れさまでした。

あと、法務審査の方も確定させたということで、ご協力ありがとうございました。

続きまして、ちょうど11時半ですね。あと30分で議会だよりに行きます。これは、お手元に議会基本条例の原稿をお渡ししてあります。これも渡っているんですか、国立市議会。小平市と調布市。

それで、議会だよりの広報班の方から、こうしなさいよという、いかがですかというのがありまして、どうするかなと思ったんですが、私の方は、議会基本条例って一体何なんだ、市民にとって何なのかということが、やはり、ないといけないかと思ひまして、ちょっと長くなつたんですけども、議会基本条例って何というものを若干説明するものを入れたらどうかと思ひまして、作りました。

それと、背景については、ご指摘のもので、ご満足できるかどうか分かりませんが、入れました。小平市の特集号のようなポイントで、条例のポイントを書いたらどうかというのがありましたので、これは、六つのポイント、小平市は七つで、何とか七つに近づけたいと思ったんですけども、思いが及ばず六つで終わりました。皆さんから、これがというのがあれば入れていただきたいと思うんですが、そのようにしたいと思っています。一応、六つ考えたということでもあります。

あとは、副座長の方が裏面、4を作っていたらっしゃいます。

一応、2016年3月で策定するということでありますので、それをもとに作っていただきました。小林委員からきれいなカラーの、これまでの歩みを作っていただきまして、それも参考にしながらでした。ありがとうございました。

あと、パブリックコメントを実施するということで、これは読み上げますか。

それで、この中身については、協議会でやらせていただいているいいですか。一応、ここで議会基本条例策定代表者会議を閉じたいと思いますが、その他で、皆さん、何かありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**森戸座長** それでは、本日はお疲れさまでした。以上をもって議会基本条例策定代表者会議を終了いたします。

午前11時33分閉会